

第1章 ごみゼロ社会実現プランの基本的な考え方

1 ごみゼロ社会実現プラン策定・改定の趣旨

三重県では、従来「最適生産・最適消費・廃棄ゼロ」を基調とした持続可能な循環型社会の構築をめざし、ごみの排出抑制、再使用、再生利用や広域処理システムの構築などに対処してきました。

県内の一人当たりのごみ排出量については、減少傾向にあるものの全国より多く、排出されたごみの70%は、焼却又は埋立という方法で処分されています。

この適正処分を中心とするごみ処理システムは、温室効果ガスや有害物質の排出など環境に対する負荷や、資源の浪費、ごみの収集・運搬、処分に要する費用の確保といった大きな問題を抱えています。この状態がさらに続けば、地球温暖化の進行や資源の枯渇などの環境問題が深刻化するとともに、ごみ処理施設の更新に伴う膨大な費用負担、埋立処分場の残存容量のひっ迫といった事態を招き、システム自体が破綻しかねません。

こうしたことから、三重県は「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざすこととしました。

この「ごみゼロ社会」を実現するには、ごみに関わりのあるあらゆる個人・組織が、ごみをなくそうとする熱意、相互の連帯協力、実践における忍耐力を長期間維持しつつ、ごみ減量化の取組を継続していく必要があります。住民、企業、民間団体、市町、県など多様な主体の連携・協働が不可欠です。そして、多様な主体が、一つの目標に向かって長期間協働していくためには、地域社会のあるべき姿や明確な理念、取組の方向性等を共有しながら、計画的に取り組むことがとても大切となってきます。

このため、平成17年3月には、住民、事業者、市町等との協働のもとに、「ごみゼロ社会」実現に向けた長期的なビジョンを示す「ごみゼロ社会実現プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しました。

今般、プラン策定後5年が経過し、この間一般廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化やごみ減量化技術の進歩、多様な主体の取組実績、国内における新たな取組が見られたことから、数値目標をはじめ内容の見直しを行いました。

2 プランの位置づけと性格

プランは、三重県において「ごみゼロ社会」を実現するため、概ね20年先（平成37年）の将来を見据えて、住民、事業者、行政など地域の各主体が、自らの行動の変革に継続的に取り組むべく、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示す長期の計画です。

また、プランは、法律等に基づき定める計画ではなく、県が平成15年11月25日に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に基づく任意の計画であり、住民、事業者、市町等の幅広い参画のもとに策定したものです。

県は、プランにおいて、説明責任を負うとともに、自ら講じるべき施策について主体的に取り組むなど、ごみゼロ社会の実現に向け率先してその役割を果たすことに努めます。

住民、事業者、市町等は、その自発的、主体的な意思決定により、プランを自

らの行動の指針とし、それぞれの活動（生活、事業、行政）においてごみ減量化の取組を実践していきます。

3 関連する主な行政計画

プランと特に関連の深い行政計画として、以下のものがあります。

(1) 三重県環境基本計画

三重県環境基本条例に基づく計画であり、廃棄物処理計画の上位計画です。

【位置づけ】 三重県の環境保全に関する取組の基本方向を示すマスタープラン。

【性格】 三重県が多様な主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画。また、日常生活や事業活動を通じて環境に負荷を与え、環境問題と深く関わっている県民の皆さんや事業者、市町なども計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進をはかるもの。

【目標年度（中間案）】 2020(平成32)年度

【基本目標（中間案）】

I 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり

対象:地球温暖化の防止、廃棄物対策の推進、大気環境の保全、水環境の保全

II 自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり

対象:生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保、森林等の公益的機能の維持確保、良好な景観の形成、歴史的・文化的環境の保全

(2) 三重県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく法定計画であり、プランの上位計画です。

【位置づけ】 三重県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画。

【性格】 循環型社会の形成に向け、三重県における廃棄物の現状や課題を踏まえ、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、さらに3Rと適正処理を推進していくための廃棄物の減量や処理等に関する基本的な事項を定めたもの。

【目標年度】 2015(平成27)年度（平成23年3月策定）

【施策の取組方向】

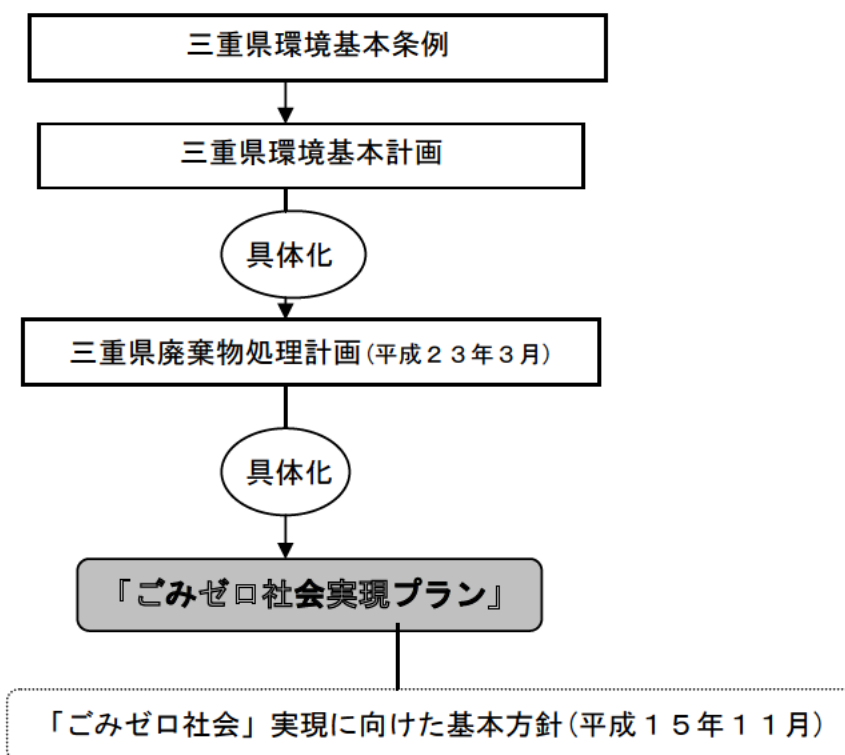
I ごみゼロ社会の実現

II 産業廃棄物の3Rの推進

III 産業廃棄物の適正処理の確保

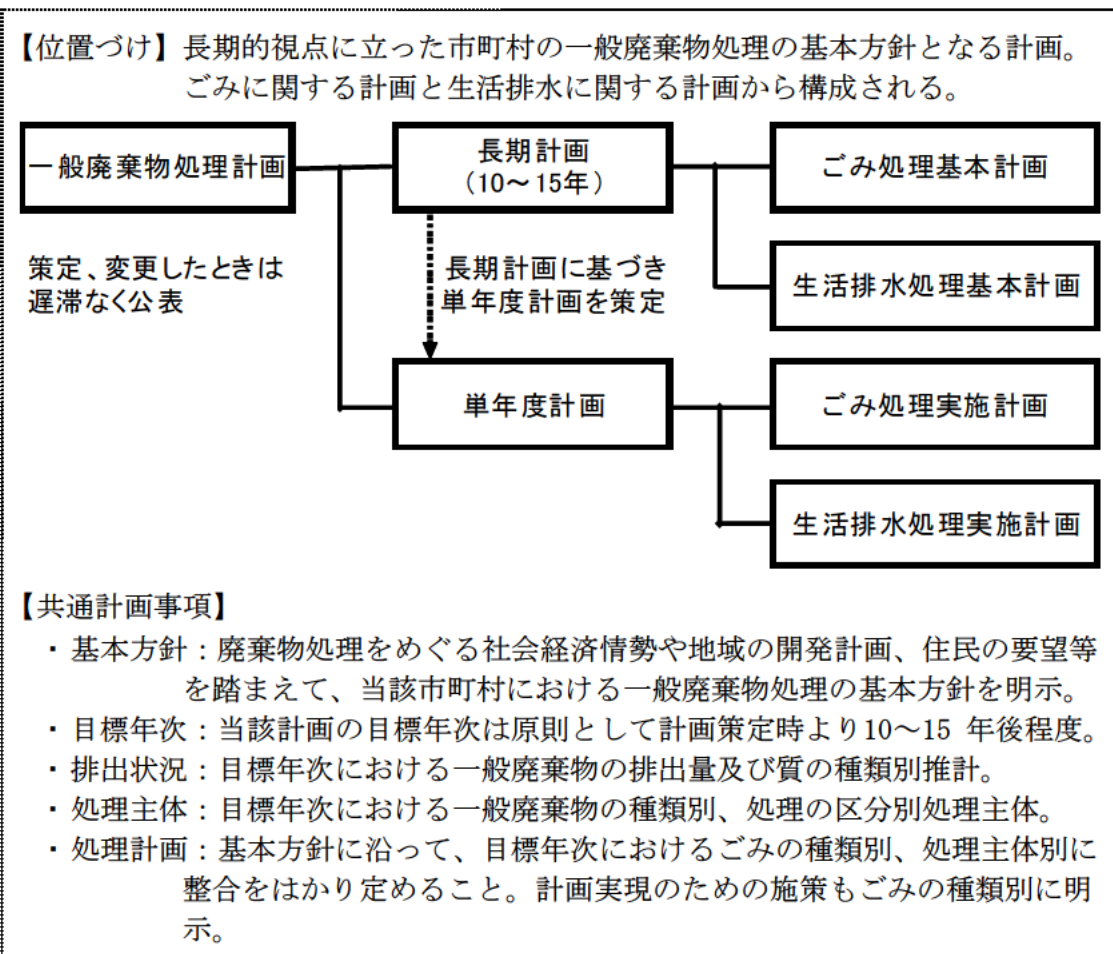
IV 産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進

【図1-3-1 プランと関連する主な県の計画】



(3) 市町の一般廃棄物処理計画

廃棄物処理法に基づく法定計画であり、ごみ処理基本計画はごみの減量化をめざすという点でプランの市町版とも言えます。

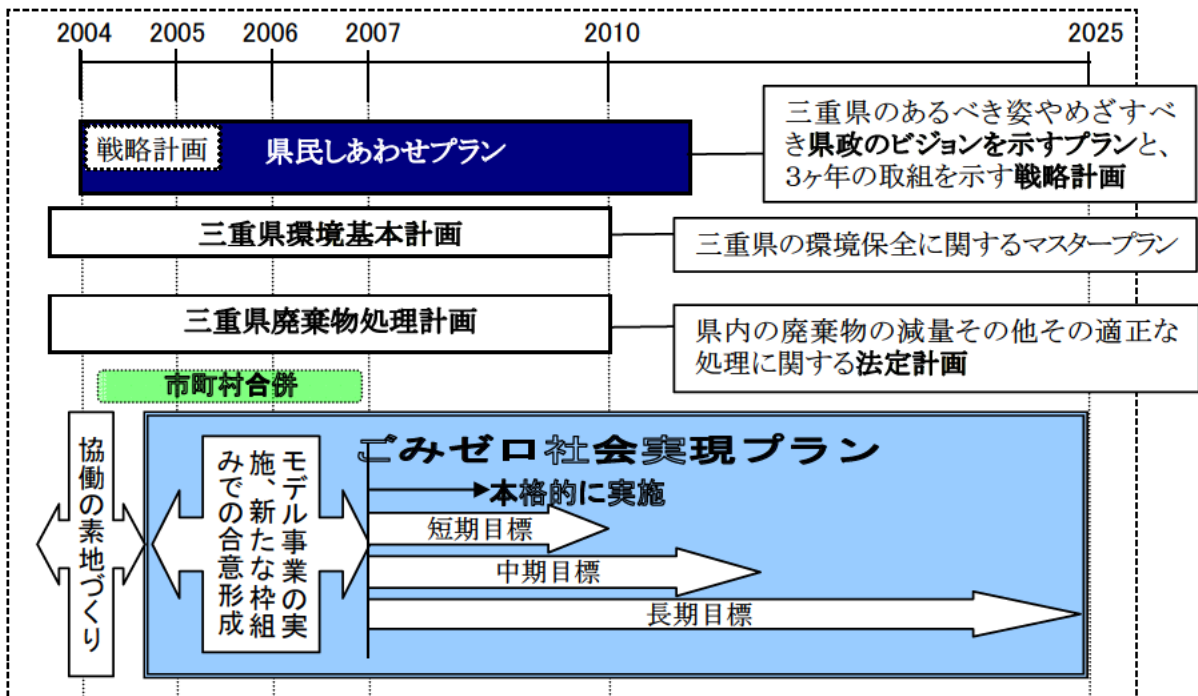


4 プランの基本事項

(1) 計画期間：2005～2025年度（平成17～37年度）

「ごみゼロ社会」の実現に向けては、個人や一事業者の意識・価値観・行動の転換だけでなく、コミュニティや産業界も含めた社会全体の構造の変革をも視野に入れ、長期的な展望のもとに取り組んでいく必要があることから、プランの計画期間は2025年度（目標年度）までとします。この間、必要に応じて数値目標や計画内容等の改定を行います。

【図1-4-1（参考）プラン策定当時の他の計画との関連図】



(2) 取組対象：家庭系ごみ及び事業系ごみ（一般廃棄物）

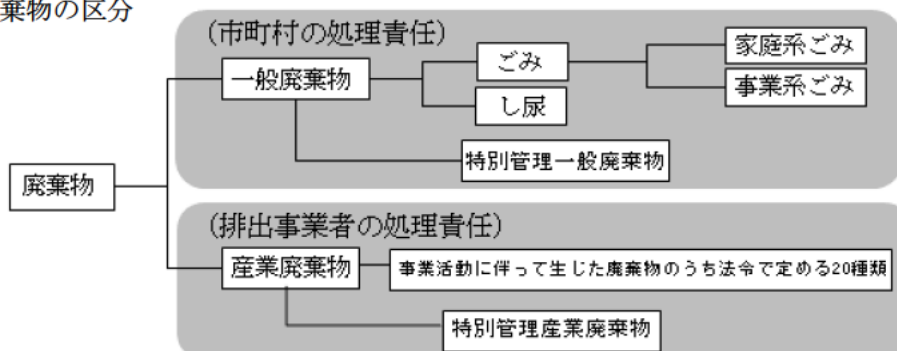
プランの対象とする「ごみ」は、一般廃棄物としての家庭系ごみ及び事業系ごみです。

【参考：廃棄物の区分】

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別されています。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系ごみと、し尿に分類されます。

また、廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に係る被害を生じる恐れがあるものを「特別管理一般廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」と分類しています。

図1-4-2 廃棄物の区分



(3) 推進主体：県、市町及び県民

ごみの減量化については、ごみの発生から処分までの各段階で、各主体の責任の重さ、役割の大きさは異なり、また、同じ発生抑制の取組にしてもごみ減量化の手法（施策、事業の内容）により各主体の位置づけもさまざまですが、大切なことは、それぞれが果たすべき役割をきちんと認識し、目標とプロセスを共有しながら一体となって取り組んでいくことです。

県民とは…

一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業(事業者)など多様な主体の総称

なお、市町については、法律に基づき一般廃棄物を適切に処理する立場にあり、プランの推進における役割が非常に大きいことや、県と市町の計画の整合をはかる必要があることなどがありますので、プランに準じて市町の一般廃棄物処理基本計画を策定・改定し、地域の特性、実情等に応じて自主的・自立的に取組を推進することが求められます。

(4) 県の役割について

プランの推進にあたり県は、住民や事業者ではできないことや非効率になってしまうことで、市町境を越える広域的な課題への対処や、市町規模では制度的に困難な、又は、非効率な取組、さらには、多様な主体が参画するプロジェクトなどに関して、市町等に対する情報提供や技術的支援等のサポート、事業のコーディネート、仕組みの提案などを行います。

また、上記のような役割のなかで県は、市町とともにリーダーシップを発揮し、広域的な見地からのマネジメント、国や産業界との連携による取組など県レベルでの活動を積極的に推進していくとともに、自ら講じるべき施策について主体的に取り組んでいきます。

【役割分担のイメージ】

ごみの発生から処分までの各段階において、各主体がそれぞれの役割を認識しながら連携・協働していく必要があります。下図は、市町と県民の役割分担のイメージです。また、吹き出しの中は、「廃棄物処理法」に定められた一般廃棄物に関する各主体の責務です。国及び県については、以下のとおりです。

- ・ 都道府県は、市町村に対し、その責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えること。
- ・ 国は、廃棄物に関する情報の収集・整理・活用や廃棄物処理に関する技術開発の推進を図り、国内の廃棄物の適正処理に支障が生じないよう適切な措置を講ずるとともに、市町村、県に対し、その責務が十分に果たされるよう必要な技術的・財政的援助や広域的な調整を行うこと。

一般廃棄物処理の責任主体

区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進をはかり、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施にあたり、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善をはかる等その能率的な運営に努めること。

物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が終局的には必ず廃棄物となることを考え、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと。製品等に係る廃棄物の適正な処理方法などの情報提供等により、その製品等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難とならないようにすること。

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること。

廃棄物の排出抑制、再生品の使用等による廃棄物の再生利用、廃棄物の分別排出、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量等の適正処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。

| | 市町 | 住民 (排出者) | 自治会・NPO等 民間団体(公益 的事業の主体) | 事業者 (排出者) | 事業者 (生産・販売者) |
|------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|--|
| 発生抑制 | ○ | ○ 物の長期使用、過剰消費抑制 | ○ | ○ 物の長期使用 | ◎ 製品の長寿命化、容器包装の削減 |
| 排出抑制 | ◎ 集団回収、生ごみ堆肥化等住民活動支援、有料化等インセンティブ付与 | ◎ 集団回収協力、生ごみ堆肥化、フマ・リサイクルショップ活用(売却) | ◎ 集団回収・生ごみ堆肥化・フマ・リサイクル等非営利事業実施 | ◎ 生ごみ堆肥化、資源ごみの分別徹底による再資源化 | ◎ 廃家電製品引き取り、資源ごみ店頭回収売却 |
| 再使用 | ○ | ◎ フマ・リサイクルショップ活用(購入)、リターナブル容器利用 | ○ リターナブル容器普及システム運営 | ◎ リターナブル容器利用 | ○ リターナブル容器生産・販売 |
| 再生利用 | ◎ 再資源化に適した分別収集 | ◎ 分別徹底、再生利用品購入・使用 | ○ 再資源化システム運営支援 | ◎ 分別徹底、再生利用品購入・使用 | ◎ 再生利用に適した製品開発・生産、再生資源優先利用、再商品化費用負担 |
| 適正処分 | ◎ | | | ○ | ○ |
| 普及啓発 | ◎ 分別収集方法・コスト等ごみ行政に関する情報提供 | ○ 子どもたちへの教育、相互啓発 | ◎ 環境学習の機会提供、人材育成 | ○ 従業員への啓発 | ○ |

※ 注1) 法的な責務や取組の効果、社会的な影響などの度合いから、より中心的な役割を担うと思われる主体を◎で示しました。また、具体的な取組内容は例示です。

注2) 「自治会、NPO等民間団体」とは、自治会・子ども会・PTA等の地縁型団体や地域の特定課題の解決に取り組む団体などの“地域団体”、各種市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、財団などを含んでおり、広く民間非営利の団体を意味します。